

第1章 計画策定に当たって

第1節 計画策定の背景と趣旨

第2節 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係

第3節 計画の位置づけ

第4節 策定のポイント

第5節 計画の期間

第6節 策定体制等

【第1章について】

この章では、計画の策定の背景や法的根拠、計画期間など計画策定する上での基本的な概要を示しています。

第1章 計画策定に当たって

第1節 計画策定の背景と趣旨

我が国の総人口(10月1日現在)は、平成20年にピークを迎えた後、平成23年以降は減少傾向となり、令和2年9月15日現在の推計では、総人口は1億2,630万人と、前年より50万人の減少となりました。

一方、65歳以上の高齢者人口は、昭和25年以降増加しており、令和2年9月15日現在の推計では3,617万人と、前年より30万人の増加となっています。

このように進行する高齢社会に対応すべく、国では平成12年4月の介護保険制度を導入し、社会全体で介護を支える体制を整備してきました。その後、地域支援事業(介護予防や地域包括支援センター等)や地域密着型サービスを導入し、介護保険サービスのみならず、介護を予防する取り組みも行ってきました。

介護保険事業の第5期計画(平成24年度)からは、団塊の世代が後期高齢者へ移行することで高齢化が一段と進む令和7年(2025年)に向けた取り組みとして、「地域包括ケアの推進」を掲げ、第6期計画(平成27年度)からは、「地域包括ケアシステムの構築」として、「介護」、「介護予防」、「医療」、「生活支援」、「住まい」が一体的に提供される体制づくりが示されました。

前回策定の第7期計画においては、第6期計画で本格的に取り組みが始まった「地域包括ケアシステムの構築」から、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を図り、元気な高齢者も介護が必要な高齢者も、一人ひとりが地域で安心して暮らすための支援体制づくりを進めているところです。

本市では、このような介護保険制度の変遷に基づきながら、地域密着型サービスの充実や、介護予防、認知症対策、生きがいづくり、居場所づくりなどに取り組んできました。特に、医療と介護の連携強化、望まれる介護サービス等の提供体制の充実、介護予防の強化、認知症対策を4つの重点施策として取り組んでおります。第8期においては、これまでの取り組みを継承とともに、介護離職問題、医療療養病床の削減に伴う介護サービスの需要増、人材の確保対策、地域共生社会の実現、重症化防止なども盛り込みながら、地域包括ケアシステムの深化・推進を計画的・効果的に展開するため、本計画を策定しています。

第2節 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係

1. 高齢者福祉計画と介護保険事業計画

(1) 高齢者福祉計画とは

高齢者が安心して住み慣れた地域で生活をおくるために必要な施策を総合的に掲げる計画です。老人福祉法においては、「市町村老人福祉計画」という名称で記載されています。

- 生きがいづくり
- ボランティア活動
- 地域のつながり
- 移動・交通手段
- 住まい
- 防犯・防災
- 相談や情報提供
- 独居高齢者対策
- 福祉サービス など

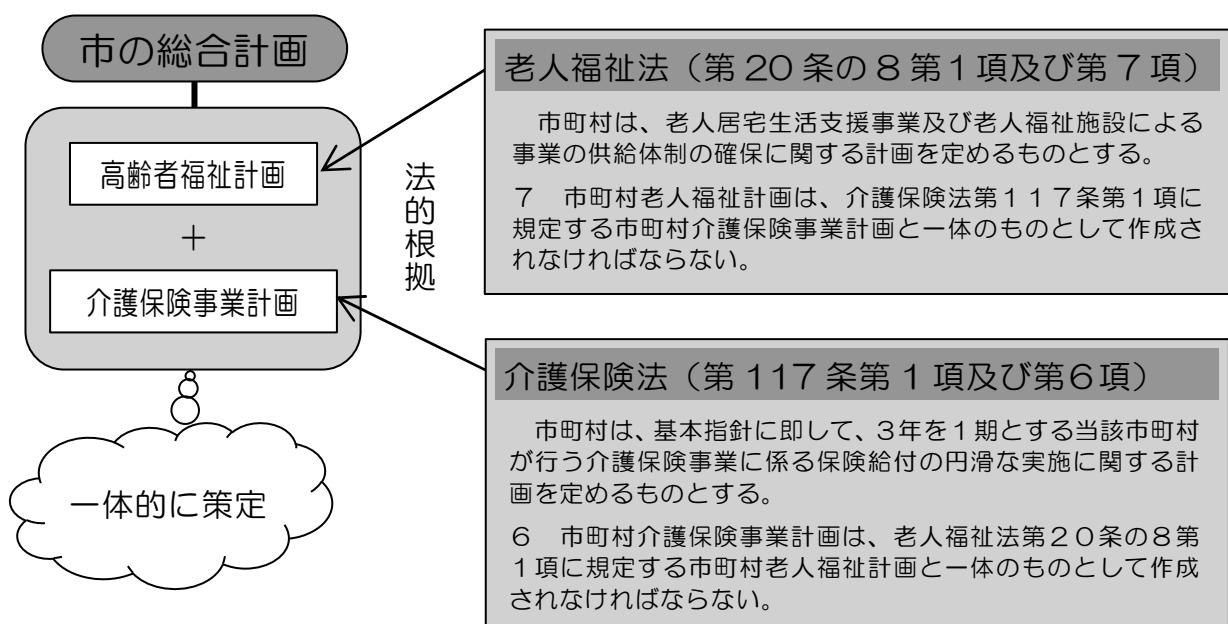
(2) 介護保険事業計画とは

介護保険事業計画は、介護保険サービスの見込量や介護保険料及び地域支援事業の見込みなどについて掲げる計画です。

- 居宅サービス（ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ、福祉用具など）
- 施設サービス（老人福祉施設、老人保健施設）
- 地域密着型サービス（認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護など）
- 地域支援事業（介護を予防するための取り組みなど（新しい総合事業等））

2. 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係

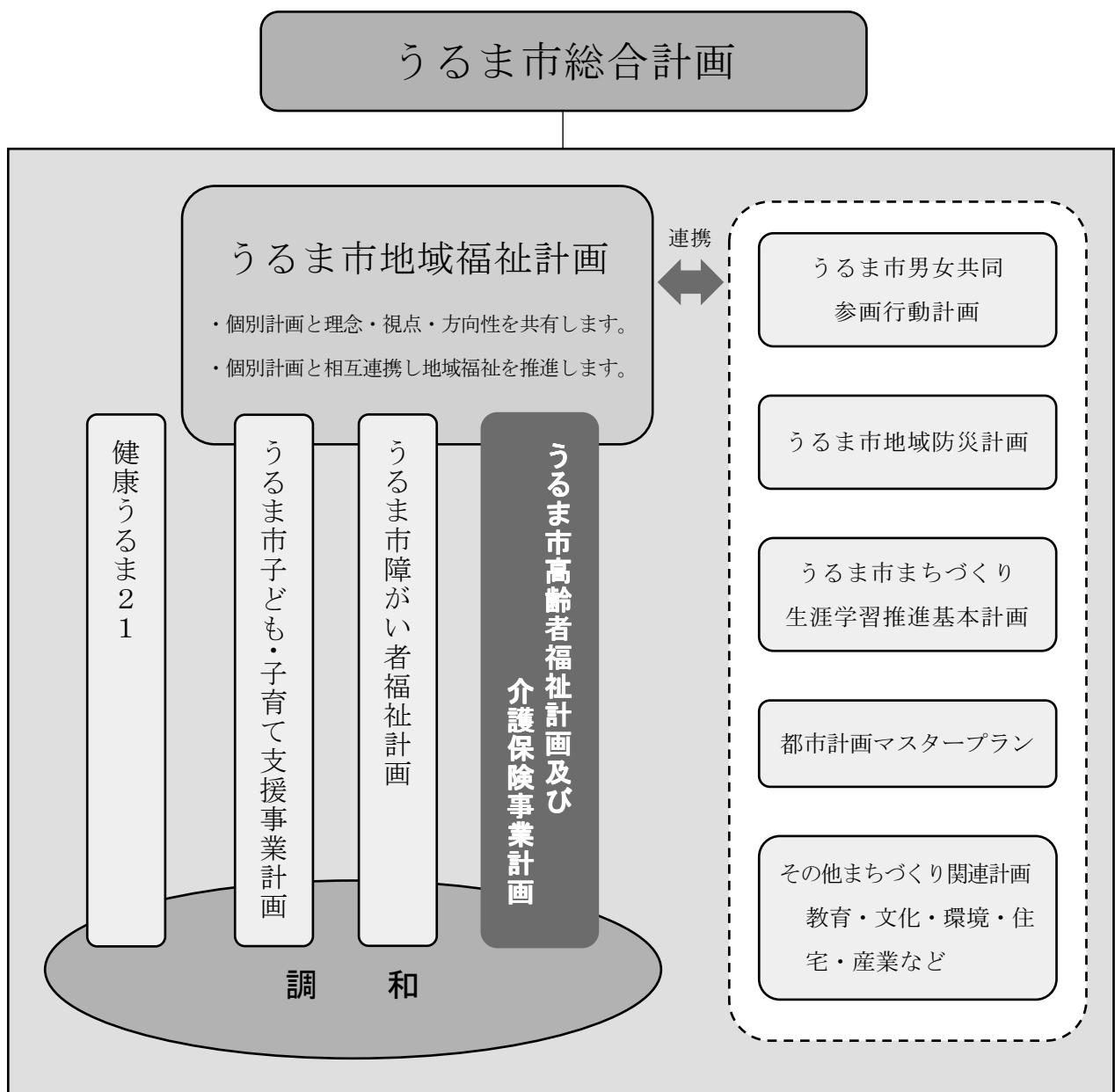
高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、一体的に策定することが法で示されています（老人福祉法第20条の8第7項）。高齢者福祉計画のうち、介護保険サービス等に関する部分を詳しく述べたものが介護保険事業計画です。



第3節 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法や介護保険法及び指針にもとづいて策定されています。また、県の介護保険事業計画との整合性を図るほか、医療と介護の一体的な提供を図るために、県の医療計画とも整合性を図っています。

市においては、まちづくりの羅針盤である総合計画の方針に基づきながら、地域福祉計画をはじめとする福祉分野の各計画と整合性を図るもので、また、福祉分野以外の関連する各計画と整合性を保つように策定しています。



第4節 策定のポイント

1. 「地域包括ケアシステムの深化・推進」に向けて（国の考え方）

介護保険事業の第5期計画(平成24年度)からは、団塊の世代が後期高齢者へ移行することで高齢化が一段と進む令和7年(2025年)に向けた取り組みとして、「地域包括ケアの推進」を掲げ、第6期計画(平成27年度)からは、「地域包括ケアシステムの構築」として、「介護」、「介護予防」、「医療」、「生活支援」、「住まい」が一体的に提供される体制づくりが示されました。

第8期計画においては、第7期における、「地域包括システムの深化・推進」を継続していく中間的な時期となります。

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指しに、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
 - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
 - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。



2. 第8期計画策定の基本指針（国資料より）

第8期計画において記載を充実する事項（案）

■第8期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて、以下について記載を充実してはどうか。

1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

- 2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定
 - ※基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性(病床の機能分化及び連携に伴い生じるサービス必要量に関する整合性の確保)を踏まえる必要がある旨は第7期から記載。
 - ※指定介護療養型医療施設の設置期限(2023年度末)までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載。
 - ※第8期の保険料を見込むに当たっては直近(2020年4月サービス分以降)のデータを用いる必要がある。

2 地域共生社会の実現

- 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

- 一般介護予防事業の推進に関して「P D C Aサイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
- 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載
- 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
- 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。(一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載。)
- 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
- 要介護(支援)者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
- P D C Aサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
- 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

- 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載。(普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。)
- 教育等他の分野との連携に関する事項について記載

6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

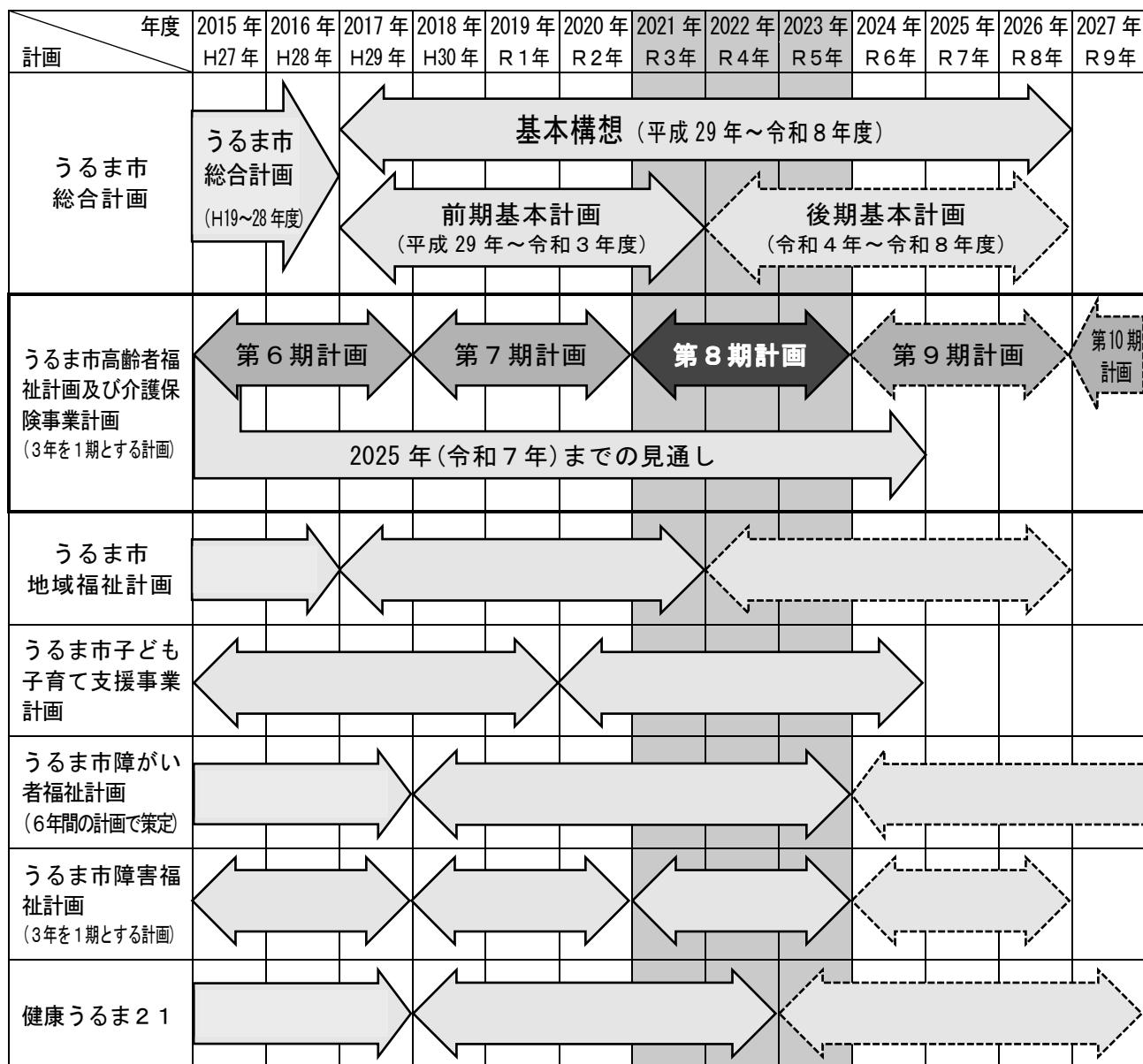
- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
- 介護現場における業務仕分けやロボット・I C Tの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
- 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

7 災害や感染症対策に係る体制整備

- 近年の災害発生状況や、新型コロナウィルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

第5節 計画の期間

市町村介護保険事業計画は、「3年を1期」として改定することが法で示されていることから、本市の高齢者福祉計画と介護保険事業計画についてもこれに基づき、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。なお、計画期間中に法制度の改正や社会情勢、地域状況やニーズ等に変化が見られた場合は、その動向を踏まえ、柔軟に対応するものとします。



第6節 策定体制等

1. 事務局

事務局は高齢者への福祉サービスや介護保険事業について担当している介護長寿課におき、計画策定に関連する各課との連携により策定を行いました。

2. うるま市高齢者福祉計画策定委員会

本計画の策定に関し、必要な事項の検討及び審議を行う組織として、「うるま市高齢者福祉計画策定委員会」を設置し、令和元年度より計7回の委員会を開催し検討を行いました。

3. うるま市高齢者福祉計画策定検討委員会

策定委員会で審議する内容の精査を行うため、庁内の部局の代表者で構成する「うるま市高齢者福祉計画策定検討委員会」を設置し、令和元年度より計7回の委員会を開催し検討を行いました。

4. 高齢者や関係者の声の把握等

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

本調査は、地域における高齢者の身体状況及び要介護状態になるリスク発生状況を把握するとともに、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い、介護予防などの実態等を把握し、市の高齢者福祉計画・介護保険事業計画を見直す際の基礎資料として活用することを目的に実施しました。

①調査の対象者と配布件数

- ・本調査の対象者は、市内在住で在宅の 65 歳以上高齢者 22,783 人(※要介護 1 ~ 5 を除いた数)。
- ・市の介護保険被保険者台帳より 4,000 人を無作為に抽出して配布。

②調査の方法

- ・郵送による配布・回収
- ・回収率向上のため、お礼状兼督促状の配布(1回)を実施。

③調査期間

- ・基 準 日：令和元年 11 月 1 日
- ・調査期間：令和元年 11 月 22 日～令和元年 12 月 18 日

④回収率

回収率	配布数	有効回答数	回収率 (有効回答率)
	4,000 件	2,414 件	60.4%

(2) 在宅介護実態調査の実施

在宅で介護を受けている高齢者について、介護の実態や介護者の就労状況等を把握し、利用している介護サービスや要介護度、世帯構成などとの集計を行うことで、今後必要とされる支援内容や、介護者の介護離職防止を念頭に置いたサービス展開等を検討することを目的に調査を実施しました。

①調査の対象者

- ・市内在住で在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている高齢者(65 歳以上)のうち、調査実施期間中に更新申請・区分変更申請をした方。

②調査方法

- 市窓口受付時の聞き取り調査及び対象者への郵送記入式

③調査実施期間

- 令和元年11月～令和2年4月

④有効回答数と回収率

	配布数	回収数	有効回答数	回収率 (有効回答率)
回収率	763件	604件	591件	77.5%

(3)サービス事業所アンケート調査の実施

市内の居宅介護支援事業所を対象に、在宅要介護者のサービス利用状況と在宅要介護者で特別養護老人ホームの待機状況を聞き、介護保険事業における本市の課題把握と今後の取り組みの検討につなげることを目的に実施しました。(調査名称「うるま市 ケアマネジャーへのアンケート」及び「うるま市 特養待機者に関するアンケート(ケアマネジャー対象)」)

①調査の対象者

- 市内の居宅介護支援事業所

②調査方法

- 介護長寿課より各事業所へ調査票をメールで送信し、回答を依頼。

③調査実施期間

- ケアマネジャーへのアンケート：令和2年8月
- 特養待機者に関するアンケート：令和2年9月

④有効回答数と回収率

	配布数	回収数	回収率 (有効回答率)
ケアマネジャーへのアンケート	45件	29件	64.4%
特養待機者に関するアンケート(ケアマネジャー対象)	45件	28件	62.2%

